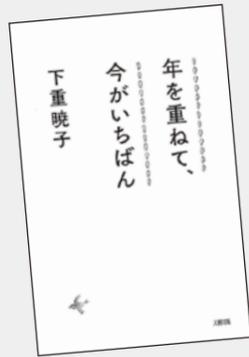
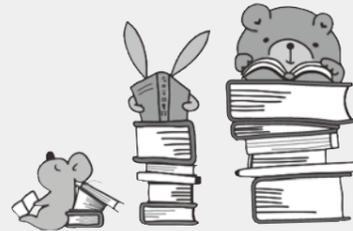




図書館通信 ～本と楽しいライブラリー～

桜のつぼみが膨らみ始めました。
寒さも日ごとに緩んでいき、段々と春が近づいて
来たようです。



「年を重ねて、今がいちばん」

下重 暁子 / 著
大和出版

重ねた年齢には意味がある。さあ、新しい人生に船出しよう！「いま、ほんとうにやりたいことをしよう」「私流・ものをへらす法」「年は挑戦の妨げにはならない」など、いくつかになってもあなたが輝いて生きる方法を伝える。



「がんばれ給食委員長」

中松 まるは / さく
石山 さやか / え

うまい、まずいが問題ではない!?
くじびきで給食委員長になったゆうなは、学校全体の給食の食べ残しが栄養士の先生を悩ませていることを知る。その問題解決に給食委員が立ち上がる…。

イベント

★アリッサのおはなしかい

(乳幼児～就園前くらい)
3月7日(木) 10:30～
場所 わくわくのもり

★水曜映画会(おとな向け)

3月13日(水) 14:00～
場所 市民会館1階 第1会議室
内容 『ローマの休日』
定員 60名程度

★もりのかみしばい屋さん

3月16日(土) 10:30～
場所 わくわくのもり

★どようえいがかい(子ども向け)

3月23日(土) 13:30～
場所 市民会館1階 第1会議室
内容 『ベートーベン』
定員 60名程度

★絵本のある暮らし

～絵をつけてみよう～(おとな向け)
3月24日(日) 13:30～
場所 グループ学習室
内容 あなただけの絵本を作ろう！
今回は、絵をつけてみましょう。

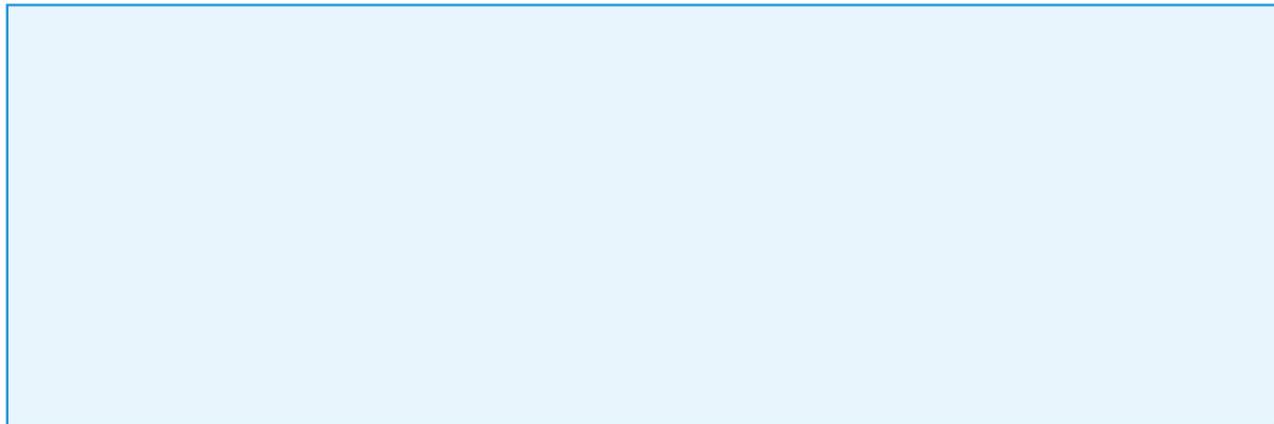
★有田市朗読ボランティア

「ささやき」さんによるおはなし会
(子ども向け)
3月30日(土) 14:00～
場所 わくわくのもり



あかちゃんタイム (小さなお子さんが騒いでも大丈夫な時間です) 3月7・14・21・28日(木) 9:30～12:00

広告



Hospital Topics ～有田市立病院～

小児科医夜間当直のご案内

小児科医が夜間当直を行います。夜間お子様の急病時にご相談ください。



※来院前に電話にてご連絡ください。
日程 3月9日(土)・15日(金)・29日(金)
時間 17時15分～翌8時30分

第12回市民公開講座 ※入場無料

日時 3月16日(土) 15時～16時30分

場所 文化福祉センター

内容 「そのいびき大丈夫ですか？」

座長 睡眠時無呼吸症候群について

座長 保富宗城 氏

講演 (県立医科大学 耳鼻咽喉科・頭頸

部外科 講師)

講演 杉田玄 氏

(県立医科大学 耳鼻咽喉科・頭頸

部外科 講師)

診察日 第1水曜日(月1回) 14時～16時

担当 耳鼻咽喉科 杉田玄 医師

※対象患者の予約制です。

対象者 睡眠時無呼吸の簡易検査にて、

要精密検査の結果が出ている方を専門

に診察します。

*睡眠時無呼吸の簡易検査は、耳鼻咽喉

科の各診察日を実施しています。事前

予約は必要ありませんので、各診察日

に直接来院ください。

問 市立病院医務課 Tel.82-2151



有田市の文化財

市指定文化財が新たに2件増えました

昨年新たに、本光寺の阿弥陀三尊像と極楽寺の足利義昭御内書が、市指定文化財に指定されました。

本光寺の阿弥陀三尊像は、鎌倉時代前期(今から800年前)ごろに造られた仏像です。作風から、当時最も活躍していた運慶や快慶などの仏師集団である「慶派」が手掛けたものと考えられています。当時の一流仏師と有田のつながりを示す重要な資料となっています。

極楽寺の足利義昭御内書は、室町幕府第十五代将軍である足利義昭の書状です。内容は、義昭が有田の氏族である宮崎次郎へ援軍を要請したものとなっています。いまだ謎が多い宮崎氏の資料として、重要な資料となっています。

今後市にとって重要な文化財が発見される可能性があります。いまだ謎に包まれた有田の歴史を探索してみませんか。



阿弥陀三尊像



足利義昭御内書

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

3月1日(金)～7日(木) 平成31年春季全国火災予防運動

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

■□■□ 3つの習慣 □■□■

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■□■□ 4つの対策 □■□■

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器を設置しましょう

寝ている間に発生した火災に気づかずに、逃げ遅れてしまうことを防ぐために、「住宅用火災警報器」の設置が消防法で定められています。

「住宅用火災警報器」の電池の寿命は、長いもので10年ですが、短いものの中には、5年や1年で切れてしまうものもありますので、定期的に作動確認をすることが大切です。

広告

